

指定管理者制度の見直しの概要(案)

県政経営会議資料
令和4年11月21日
総務部行政経営推進課

1 現状

(1) 指定管理者制度の導入施設数

	公の施設数(A)	導入数(B)	導入率(B/A)
滋賀県	66施設	40施設	60.6%
全国(都道府県)	11,301施設	6,721施設	59.5%

(2) 指定管理者の種別

※ 滋賀県のデータはR4.4.1現在。全国は総務省調査(令和4年3月29日公表)による。

	株式会社	財団法人	公共的団体※	NPO	グループ	合計
レクリエーション・スポーツ施設(体育館、キャンプ場等)		4		1	6	11
産業振興施設(ビジネスオフィス、貸し工場)		1			1	2
基盤施設(公園、公営住宅、港湾施設)	3	1		1	6	11
文教施設(博物館、文化会館、養鱒場)	1	6	1			8
社会福祉施設(福祉・保健センター、学童館等)		1	7			8
合計	4	13	8	2	13	40

※ 公共的団体(例): 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、社会福祉協議会、社会福祉法人等

2 課題

① 1者応募が多数を占めること

直近の公募35件のうち、1者応募が27件を占める。

事業者の新規参入を推進するための障壁となっているものはないか。

② 施設の潜在能力をさらに発揮させることはできないか

事業者の創意工夫による新たな取組や提案を一層引き出すことはできないか。

3 見直しの概要

<課題①に対応するもの>

(1) 事業者選定にあたって、審査時に新規の取組やチャレンジ性を評価する仕組みを導入

公募の際に事業者から新規取組の提案を積極的に求め、魅力的な提案であった場合には評価点を加点。

(2) トライアル・サウンディングの導入

利用者ニーズや採算性等を調査するため、参入希望の事業者による暫定的な施設利用(トライアル・サウンディング)を認める。

(3) 指定管理料の算定方法の見直し

・県契約条例の趣旨を鑑み、賃金の増加に加え、物価上昇の状況についても加味して今後の所要見込みを算定。

・老朽化が進む施設については、今後の見込みを踏まえた必要な修繕費を計上するよう徹底。

<課題②に対応するもの>

(1) 指定管理者が行う自主事業の拡大

現状はレストランや関連イベント、講座の開催等にとどまっているが、「自主事業承認基準」を策定し、目的外使用許可基準の見直しを行うことで、施設の価値向上や有効活用につながる指定管理者からの提案を引き出す。

(2) 指定期間のさらなる弾力化

指定管理者による活発な投資を促すため、5年を超える指定期間も可能とする。

<その他>

(1) 管理運営状況の見える化、公募情報の積極的な発信等

(2) 県契約条例の施行を踏まえた審査基準の見直し(県内事業者への加点等)

(3) 選定にあたっての審査基準等の見直し(①失格要件標準例の明示、②事業者からの提示額をより評価に反映)

4 今後のスケジュール

令和4年度中: ガイドライン等の改正

令和5年4月～: 新制度の施行